

介護予防・日常生活支援総合事業みなし指定事業所の指定について

中新川広域行政事務組合管内では平成29年4月1日より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しております。平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業現行相当サービスの指定を受けたものとみなす経過措置（みなし指定）となっておりますが、みなし指定の期限は平成30年3月31日となっており、中新川管内で4月1日以降も介護予防サービス事業を行うためには当組合に指定申請手続きを行う必要があります。

中新川以外の住民に介護予防サービスを提供している場合、保険者ごとに指定申請の手続きが必要となりますので申し添えます。

<指定の申請手続きについて>

① 今回指定申請が必要な事業所

平成27年3月31日以前に指定を受け、平成30年4月1日以降も現行相当サービス（訪問型サービス・通所型サービス）を提供しようとする事業所。

新たに、緩和した基準の訪問型サービスA及び通所型サービスAを開始される場合も指定の申請が必要です。

みなし指定事業所の指定申請について

サービス区分	現行相当訪問型サービス	現行相当通所型サービス	緩和した基準の訪問型サービスA	緩和した基準の通所型サービスA
H30.4.1 以降も介護予防サービスを提供する	指定申請手続きをして下さい		新たに緩和した基準のサービスを提供する場合、指定申請手続きが必要。	
			緩和した基準のサービスを提供しない場合、手続きの必要はありません。	
H30.4.1 以降は介護予防サービスを提供しない	手続きの必要はありません		手続きの必要はありません	

② 申請方法

組合ホームページから申請用紙をダウンロードしたものに必要事項を記入し、添付書類を添えて組合に1部提出してください。

URL <http://www.union.nakanikawa.toyama.jp>

③ 提出期限

平成30年1月31日（水）必着

※締め切り後も指定申請は受け付けますが、4月1日指定を確実に受けるには上記締め切りまでにご提出ください。

④ 提出書類

別添 介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請に係る提出書類一覧表のとおり

<その他>

定款・登記事項証明書及び運営規程等について

別添提出書類一覧の注意事項をよく読み、定款や登記事項証明書の事業の目的欄に、総合事業による介護予防サービスの提供ができる旨の記述があるかご確認のうえ、運営規程や重要事項説明書と内容を整えてから申請を行ってください。

<申請様式>

総合事業の指定申請 提出書類一覧表 pdf.

URL <http://www.union.nakanikawa.toyama.jp>

中新川介護予防・日常生活支援総合事業 事業所指定申請様式